

日本排尿機能学会ダイバーシティ推進委員会規則

制定 令和4年10月25日

改定 令和5年 3月 5日

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、日本排尿機能学会ダイバーシティ推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

第2章 目的および活動

(目的)

第2条 委員会は社団法人日本排尿機能学会理事会（以下「理事会」という。）のもとに、ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン（DEI）の推進による多様性のある学会活動、多職種連携強化および適切なキャリア支援を通して、日本排尿機能学会の発展ならびに社会貢献に期することを目的とする。

(活動)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 意思決定の場、学術大会、教育活動等への多様な人材の公正な登用を推進
- (2) メディカルスタッフ、女性会員、育児・介護等を行う会員、基礎研究者等を取り巻く諸問題の調査および改善のための活動
- (3) 会員のキャリア支援と会員相互の親睦と情報交換
- (4) 他学会や諸外国のDEIに関する情報収集及び交流
- (5) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項

第3章 構成および委員

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 日本排尿機能学会の正会員のうちから若干名（ただし理事を含むものとする）
- (2) その他、委員会が必要と認める者

(委員の選任)

第5条 委員は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないが、原則として継続して2期を超えることはできない。ただし、理事会の承認により、さらに1期2年まで延長することができる。

1. 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。委員長は、原則として理事であることとし、理事会の議を経て理事長が任命する。

1. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
2. 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。
3. 委員会に、副委員長を置くことができる。副委員長は、原則として理事であることとし、理事会の議を経て理事長が任命する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長がその任を執行できないときは、その職務を代行する。

第4章 会議

(委員会の開催、議決)

第8条 委員会の開催は委員定数の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

1. 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、日本排尿機能学会事務局において処理する。

第5章 補則

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附則

1. この規則は、令和4年10月25日から施行し、同日より適用する。
2. この規則の一部を改定し、令和5年3月5日から適用する。